【税額の計算方法（総合課税）】

（前年の所得金額 － 所得控除額）（課税総所得金額（1,000円未満切捨て））
× 所得割税率（市町民税 6%　府民税 4%）
－ 税額控除額（調整控除・配当控除　住宅借入金等特別税額控除　寄附金税額控除　配当割額・株式等譲渡所得割額　等）
⇨ 所得割額（100円未満切捨て） ＋ 均等割額（市町民税 3,000円　府民税 1,300円） ＋ 森林環境税（国税 1,000円）
年税額（住民税及び森林環境税）

●所得割の税率（総合課税）

課税総所得金額	市町民税	府民税
	税率	税率
一律	6%	4%

●所得割の税率（分離課税）

区分			市町民税	府民税
短期譲渡	一般分		5.4%	3.6%
	軽減分		3.0%	2.0%
長期譲渡	一般分		3.0%	2.0%
	特定分	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
		2,000万円超の部分	3.0%	2.0%
	軽課分	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
		6,000万円超の部分	3.0%	2.0%
株式等の譲渡所得	一般株式等		3.0%	2.0%
	上場株式等		3.0%	2.0%
上場株式等の配当等			3.0%	2.0%
先物取引			3.0%	2.0%

●調整控除

1．合計課税所得金額が200万円以下の人
次の①と②のいずれか小さい額の５％
①人的控除額の差の合計額　　②合計課税所得金額

2．合計課税所得金額が200万円超の人
｛人的控除額の差の合計額－（合計課税所得金額－200万円）｝の5%
ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円となります。

※合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。
※合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用はありません。

○人的控除差の一覧表

所得控除の種類			所得税控除額	住民税控除額	人的控除額の差
障害者控除	普通障害		27万円	26万円	1万円
	特別障害		40万円	30万円	10万円
	同居特別障害		75万円	53万円	22万円
寡婦控除			27万円	26万円	1万円
ひとり親控除	父		35万円	30万円	1万円★
	母		35万円	30万円	5万円
勤労学生控除			27万円	26万円	1万円
扶養控除	一般扶養		38万円	33万円	5万円
	特定扶養		63万円	45万円	18万円
	老人扶養		48万円	38万円	10万円
	同居老親等		58万円	45万円	13万円
配偶者控除	一般	納税義務者本人の合計所得金額 900万円以下	38万円	33万円	5万円
		900万円超950万円以下	26万円	22万円	4万円
		950万円超1,000万円以下	13万円	11万円	2万円
	老人（70歳以上）	900万円以下	48万円	38万円	10万円
		900万円超950万円以下	32万円	26万円	6万円
		950万円超1,000万円以下	16万円	13万円	3万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得48万円超50万円未満	900万円以下	38万円	33万円	5万円
		900万円超950万円以下	26万円	22万円	4万円
		950万円超1,000万円以下	13万円	11万円	2万円
	配偶者の合計所得50万円以上55万円未満	900万円以下	38万円	33万円	3万円★
		900万円超950万円以下	26万円	22万円	2万円★
		950万円超1,000万円以下	13万円	11万円	1万円★
基礎控除		2,500万円以下	48万円	43万円	5万円

※上記一覧表の内、★印は、税源移譲に伴う調整控除が開始された以降に制度改正されたものであるため、調整控除を算出する場合は、現行の控除額の差ではなく改正前の人的控除額の差となります。

●配当控除

種類 ＼ 課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市町民税	府民税	市町民税	府民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

地方税法の改正があった場合は、改正後の税法により税額を計算します。

●住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

所得税において、平成27年から令和７年12月31日までの入居に係る住宅ローン控除の適用を受けた場合、次のＡ、Ｂのいずれか小さい額を住民税（所得割）より控除します。

Ａ：所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額

Ｂ：所得税の課税総所得金額等の額の５％（最高97,500円）
ただし、令和4年12月31日までに入居された人のうち、特定取得に該当する場合は７％（最高136,500円）

※所得税において、住宅ローン控除がすべて控除しきれた場合は、住民税での控除はありません。
※住宅ローン控除は所得税に関する手続き（年末調整や確定申告等）を行えば、住民税において特別な申請（申告）は不要です。

●寄附金税額控除

年間寄附金合計額（総所得金額等の30％が上限）から2,000円を差し引いた額を対象として所得割額から控除されます。
ふるさと納税の場合は次の①、②の合計、それ以外は①のみとなります。

①基本控除額　寄附金控除対象額×10％（市町民税６％、府民税４％）

②特例控除額　寄附金控除対象額×下記に定める割合
ただし、特例控除額は住民税所得割額の20％を上限とします。

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超過330万円以下	79.79%
330万円超過695万円以下	69.58%
695万円超過900万円以下	66.517%
900万円超過1,800万円以下	56.307%
1,800万円超過4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

※寄附金税額控除の対象となるのは、住所地の共同募金会、住所地の日本赤十字社支部、都道府県、市町村又は特別区、その他条例で指定するものに対する寄附金に限ります。

●配当割額・株式等譲渡所得割額の控除

配当割額または株式等譲渡所得割額の控除がある場合、所得割より控除されます。
また、控除しきれない額がある場合は、還付または充当されます。

区分	市町民税	府民税
配当割額または株式等譲渡所得割額	3／5	2／5

●均等割の税率

市町民税　3,000円	府民税　1,300円

※府民税には大阪府森林環境税 300 円を含みます。

●森林環境税の税率

国税　1,000円

※個人住民税の均等割と併せて徴収されます。

非課税について

○均等割・所得割の両方が非課税になる人

（１）賦課期日時点（１月１日）において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
（２）障害者、未成年者（平成19年1月3日以降に生まれた婚姻歴のない人）、寡婦、ひとり親で前年の合計所得金額が<u>135万円以下</u>の人
（３）前年の合計所得金額が次の金額以下の人
扶養親族がいない場合　<u>35万円＋10万円</u>
扶養親族がいる場合　<u>35万円×（扶養人数＋１）＋21万円＋10万円</u>

※森林環境税（国税）についても上記と同様に非課税判定を行います。

○所得割が非課税になる人

（１）所得控除や税額控除により所得割が算出されない人
（２）前年の総所得金額等が次の金額以下の人
扶養親族がいない場合　<u>35万円＋10万円</u>
扶養親族がいる場合　<u>35万円×（扶養人数＋１）＋32万円＋10万円</u>

※扶養人数には、同一生計配偶者や16歳未満の年少扶養親族も含めます。

令和７年度 住民税の申告について

住民税とは…

市町村民税と都道府県民税を合わせたものを、「住民税」と呼びます。市町村や都道府県が行う行政サービスに必要な経費を、その能力（担税力）に応じて広く分担していただくものです。
なお、住民税は賦課期日（１月１日）現在に居住していた市町村へ、前年中（１月１日～ 12 月 31 日）に生じた所得を申告し、納税することになっています。

住民税の申告につきましては、毎年、住民のみなさまのご協力をいただいておりますが、令和７年度も申告していただく時期になりました。
この申告は、あなたの住民税額を正しく算出する基礎となり、所得証明、納税証明など諸証明発行にあたって重要なものですから、**<u>同封の申告書を令和７年３月１７日（申告期限）までに必ず提出</u>**してください。

あなたは、住民税の申告をする必要は？

はじまり

令和７年１月１日現在、忠岡町に居住していましたか？
- いいえ → 令和７年１月１日現在居住していた市町村で、申告に関する相談をしてください。恐れ入りますが、その際は当町へ居住地の報告をお願いします。
- は　い ↓

令和６年１月１日から12月31日までに収入がありましたか？
- いいえ → 証明発行の資料となりますので、申告書の裏面の収入（所得）のなかった人の欄に生活状況等を記入してください。
- は　い ↓

所得税の納付や、還付を受けるために税務署に確定申告をしますか？
- は　い → 住民税の申告は不要です。
- いいえ（但し、収入金額によっては、税務署へ確定申告する必要があります。）

◎給与所得者の場合
勤務先から忠岡町へ給与支払報告書が提出されていますか？
- は　い → 勤務先から給与支払報告書が提出されている場合、それを資料として課税するため、申告書を提出する必要はありません。
- いいえ ↓

◎その他の所得者の場合 ↓

同封の『町民税・府民税申告書』で、申告する必要があります。

※　公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の人は確定申告書の提出は不要となります。ただし、確定申告書の提出が不要な人であっても、住民税の申告により控除を追加することで、税額が減額される場合があります。

申告期限　令和７年３月17日（月）

◎この申告書を提出した人は、事業税の申告書を提出する必要はありません。

申告に必要なもの

1．町民税・府民税申告書

2．本人確認書類
○個人番号カード（マイナンバーカード）
※個人番号カード（マイナンバーカード）をお持ちでない人は下記①②を各１点ずつ
①番号確認書類（個人番号通知書等）
②身元確認書類（運転免許証、被保険者証等）

3．令和６年中の収入（所得）がわかる書類
○給与所得の人
・・・源泉徴収票、給与明細書等
○公的年金等の所得の人
・・・公的年金等の源泉徴収票
○事業所得の人
・・・収入と経費のわかる帳簿等

4．令和６年中の支払がわかる証明書、領収書等
○社会保険料の証明書、領収書
○生命保険料、地震保険料（旧長期損害保険も含む）の控除証明書
○寄附金の証明書、領収書
○医療費控除の明細書等

郵送でも申告できます。
申告書に氏名、住所、電話番号等、必要事項を記入し、控除証明書など必要書類を同封して送付してください。

申告書の記入などについて、わかりにくい点がありましたら、ご遠慮なく係までおたずねください。
連絡先　忠岡町役場 町長公室 税務会計課 住民税係
〒595－0805　忠岡町忠岡東１丁目 34 番１号
☎0725(22)1122　内線182･183

申告書の書き方へ